

「グリーンファイナンスに関する検討会」開催要領（案）

1. 目的

COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえ、世界全体で温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められている。我が国においても、パリ協定が目指す水準に整合する形で、2050 年にカーボンニュートラル、2030 年度に 46%削減、さらに 50%の高みを目指すという目標を掲げている。これらの目標の達成のためには極めて巨額の投資が必要であり、民間資金を大量に導入していくことが不可欠である。

環境省では、国内におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的として、2017 年 3 月にグリーンボンドガイドラインを策定し、2020 年 3 月にグリーンボンドガイドラインの改訂、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインの策定を実施した。それ以降、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則の改訂（2021 年 6 月）、サステナビリティ・リンク・ボンド原則の策定（2020 年 6 月）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等によるサステナビリティ・リンク・ローン原則の改訂（2020 年 5 月及び 2021 年 5 月）等といった状況変化が生じており、これらの動きを反映し、国際的な原則との整合性に配慮したガイドラインとしていくことが必要である。

加えて、我が国におけるサステナブルファイナンス市場については、2017 年頃から本格的にグリーンボンドの発行が始まり、近年ではリンク債の発行等を含め、大きく拡大している。一方で、世界の市場では、特に気候変動分野を中心に、いわゆる「グリーンウォッシュ」への対応など品質確保の観点が課題となっている。EU でのタクソノミー規制の策定や、それに準拠した開示に係る規則の動きを始めとして、各国において政策的にグリーン性の定義を厳格化・明確化する動きも進んでいる。さらに、こうした資金用途の特定の動きに加え、トランジションファイナンスなど企業全体の脱炭素に向けた戦略を評価する議論や、自然分野に関する Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD 等の気候変動分野以外の議論等も進展している。

こうした国際的な議論の動向や、国内の各主体による施策の進展等を踏まえ、我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに健全かつ適切に拡大していく観点から、「グリーンファイナンスに関する検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、グリーンボンドガイドライン等の各種ガイドラインの見直し等の検討を行う。

2. 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する学識者・実務経験者等のうちから、環境省大臣官房環境経済課が参画を依頼する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は事務局が委員から指名する。

- (3) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (4) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- (6) 事務局は、環境省大臣官房環境経済課及び環境省「令和3年度 ESG 金融ステップアップ・プログラム推進事業におけるグリーンファイナンス・ポータルサイト整備委託業務」の委託事業者により組織する。

3. 公開等

- (1) 会議は非公開とする。
- (2) 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

4. 庶務

検討会の庶務は、事務局において行う。

5. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。